



平成27年国勢調査

# 小樽市の人口

—人口等基本集計結果(小地域集計)—

平成29年12月

小樽市総務部企画政策室統計グループ



## 本書を御利用される方へ

- 1 本書の平成27年国勢調査の数値は、総務省統計局が平成29年1月に公表した「小地域集計」結果によるものです。
- 2 数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は、四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の累計値とは一致しない場合があります。
- 3 統計表の符号の用法は、次のとおりです。
  - 「0」又は「0.0」……………単位に満たないもの
  - 「－」……………該当数値のないもの
  - 「△」……………負数(マイナス)、又は減少したもの
- 4 割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出しています。また、過去の割合も同様の方式で再計算しています。
- 5 秘匿の整合性の観点から、以下のとおり処理しています。
  - 「港町」……………～平成17年から、「堺町」に合算
  - 「桃内」……………～平成22年から、「桃内1丁目」と「桃内2丁目」を合算
  - 「オタモイ4丁目」……………～平成22年から、「オタモイ3丁目」に合算
  - 「水面調査区」……………～平成27年は、「高島1丁目」に合算
- 6 本書についての問い合わせ先  
〒047-8660  
北海道小樽市花園2丁目12番1号  
小樽市 総務部 企画政策室 統計グループ  
TEL 0134-32-4111(内線276・279)  
FAX 0134-22-6727  
e-mail [tokei@city.otaru.lg.jp](mailto:tokei@city.otaru.lg.jp)

# 目 次

第1章 平成27年国勢調査の概要 ..... 1

## 第2章 小樽市の人口の概要

1 人口 ..... 4  
 2 年齢別人口 ..... 6  
 3 世帯数 ..... 9  
 4 高齢者世帯 ..... 12  
 5 住宅 ..... 13

第3章 用語の解説 ..... 14

## 第4章 統計表

- 第1表 世帯の種類(2区分)、世帯人員(7区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員、施設等の世帯数及び施設等の世帯人員(統計区一特掲)  
 第2表 年齢(5歳階級)、男女別人口(平成7年～平成27年)  
 第3表 配偶関係(3区分)、男女別15歳以上人口(統計区一特掲)  
 第4表 住居の種類・住宅の所有の関係(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員(統計区一特掲)

### 〈参考〉18 統計区

統計区	地区名称	範 囲 ( 町 名 )
1	稲穂地区	稲穂
2	手宮・色内地区	手宮、色内、山田町、東雲町、堺町、相生町、港町
3	花園地区	花園
4	入船地区	入船
5	松ヶ枝・最上地区	松ヶ枝、最上、天狗山
6	緑・富岡地区	緑、旭町、富岡
7	長橋地区	長橋
8	豊川・石山地区	豊川町、錦町、石山町
9	梅ヶ枝・末広地区	清水町、梅ヶ枝町、末広町
10	若松・新富地区	有幌町、住吉町、信香町、若松、住ノ江、新富町
11	潮見台・若竹地区	勝納町、潮見台、築港、若竹町
12	奥沢・天神地区	奥沢、真栄、天神
13	幸・オタモイ地区	幸、オタモイ
14	赤岩・高島地区	赤岩、祝津、高島、水面調査区
15	桜・望洋台地区	船浜町、桜、望洋台
16	朝里・新光地区	朝里、新光、新光町、朝里川温泉
17	銭函・桂岡地区	張碓町、銭函、星野町、見晴町、桂岡町、春香町
18	塩谷・蘭島地区	塩谷、桃内、忍路、蘭島

※「水面調査区」～平成22年は、「手宮・色内地区」に含む。

# 第1章 平成27年国勢調査の概要

## 1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯等の実態を把握し、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査で、大正9年以来、ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査で20回目となりました。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の調査は簡易調査として実施されました。

## 2 調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」といいます。）現在によって行われました。

## 3 調査の根拠法令

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総務省令（昭和59年総理府令第24号）

## 4 調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われました。

(1) 歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 5 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行いました。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- ②病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- ③船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者は、その生活の本拠、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
- なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- ④自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- ⑤刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。

- (1)外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2)外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 6 調査事項

平成27年国勢調査では、次に掲げる17項目について調査しました。

### ●世帯員に関する事項

- (1)氏名
- (2)男女の別
- (3)出生の年月
- (4)世帯主との続柄
- (5)配偶の関係
- (6)国籍
- (7)現住居での居住期間
- (8)5年前の住居の所在地
- (9)就業状態
- (10)所属の事業所の名称及び事業の種類
- (11)仕事の種類
- (12)従業上の地位
- (13)従業地又は通学地

### ●世帯に関する事項

- (1)世帯の種類
- (2)世帯員の数
- (3)住居の種類
- (4)住宅の建て方

## 7 調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局→都道府県→市町村→国勢調査指導員→国勢調査員の流れにより行い、総務大臣により任命された国勢調査員が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配付しました。インターネット回答がなかった世帯に対しては、調査票を配付し、世帯が調査票に記入した上で調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法によって行われました。

ただし、世帯員の不在等の理由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について、「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査しました。

## 8 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計します。

## 第2章 小樽市の人口の概要

### 1 人口

町別人口では、「桜」が10,261人で最も多い

平成27年の町別人口をみると、人口が多い町は「桜」が10,261人(平成22年は11,064人)、「新光」が8,746人(同9,144人)、「長橋」が6,310人(同7,128人)となっています。また、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、人口が多い地区では、桜・望洋台地区が14,056人(同15,098人)、朝里・新光地区が12,358人(同12,696人)、銭函・桂岡地区が11,665人(同12,652人)となっており、少ない地区では、豊川・石山地区が2,571人(同2,995人)、梅ヶ枝・末広地区が3,737人(同4,382人)、若松・新富地区が4,117人(同4,365人)となっています。

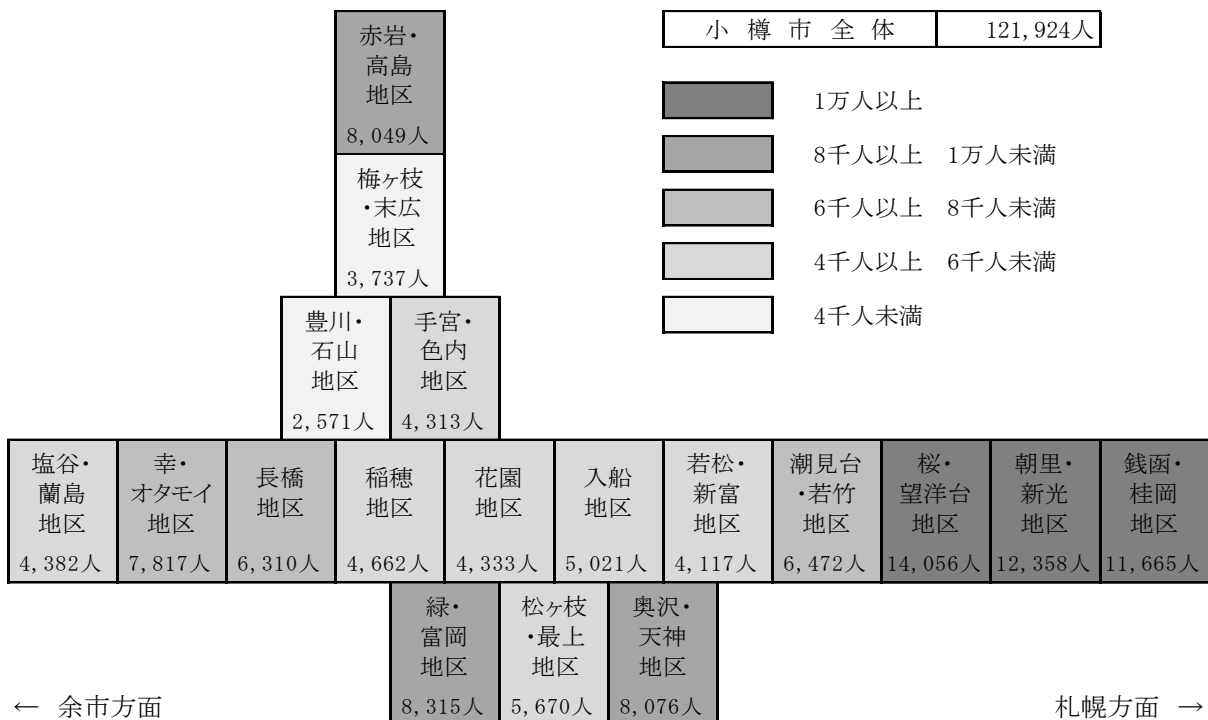
表1 町別人口一覧〈上位10町〉

順位	町名	平成27年		平成22年		順位	町名	平成27年		平成22年	
		人数	構成比	人数	構成比			人数	構成比	人数	構成比
1	桜	10,261	8.4%	11,064	8.4%	6	入船	5,021	4.1%	5,651	4.3%
2	新光	8,746	7.2%	9,144	6.9%	7	奥沢	4,749	3.9%	5,223	4.0%
3	長橋	6,310	5.2%	7,128	5.4%	8	稲穂	4,662	3.8%	4,853	3.7%
4	銭函	6,096	5.0%	6,527	4.9%	9	花園	4,333	3.6%	4,708	3.6%
5	緑	5,280	4.3%	5,559	4.2%	10	幸	4,117	3.4%	4,409	3.3%

※小樽市の人口総数：(平成27年) 121,924人

(平成22年) 131,928人

図1 地区別人口の比較





町別人口は、減少数は「長橋」が818人、増加数は「新光町」が152人で最も多く、減少率は「忍路」が△21.2%、増加率は「新光町」が23.0%で最も大きい

平成27年の町別人口の増減数をみると、減少数が大きい町は「長橋」が818人、「桜」が803人、「入船」が630人となっており、増加数が大きい町は「新光町」が152人、「東雲町」が110人、「富岡」が47人となっています。また、増減率をみると減少率が大きい町は「忍路」が△21.2%、「梅ヶ枝町」が△18.5%、「清水町」が△17.7%となっており、増加率が大きい町は「新光町」が23.0%、「東雲町」が19.1%、「築港」が4.5%となっています。また、市内を18地区に分けた統計区でみると、増加した統計区はなく、減少率が大きい地区では、梅ヶ枝・末広地区が△14.7%、豊川・石山地区が△14.2%、長橋地区が△11.5%となっており、減少率が小さい地区では、手宮・色内地区が△2.1%、緑・富岡地区及び朝里・新光地区が△2.7%となっています。

表2 町別人口の増減数一覧<各上位5町>

<減少した町>

順位	町名	平成27年	平成22年	増減数
1	長橋	6,310	7,128	△818
2	桜	10,261	11,064	△803
3	入船	5,021	5,651	△630
4	高島	2,908	3,384	△476
5	奥沢	4,749	5,223	△474

<増加した町>

順位	町名	平成27年	平成22年	増減数
1	新光町	812	660	152
2	東雲町	686	576	110
3	富岡	3,035	2,988	47
4	築港	1,004	961	43
5	朝里川温泉	1,043	1,024	19

※小樽市全体の増減数：△10,004人

表3 町別人口の増減率一覧<各上位5町>

<減少した町>

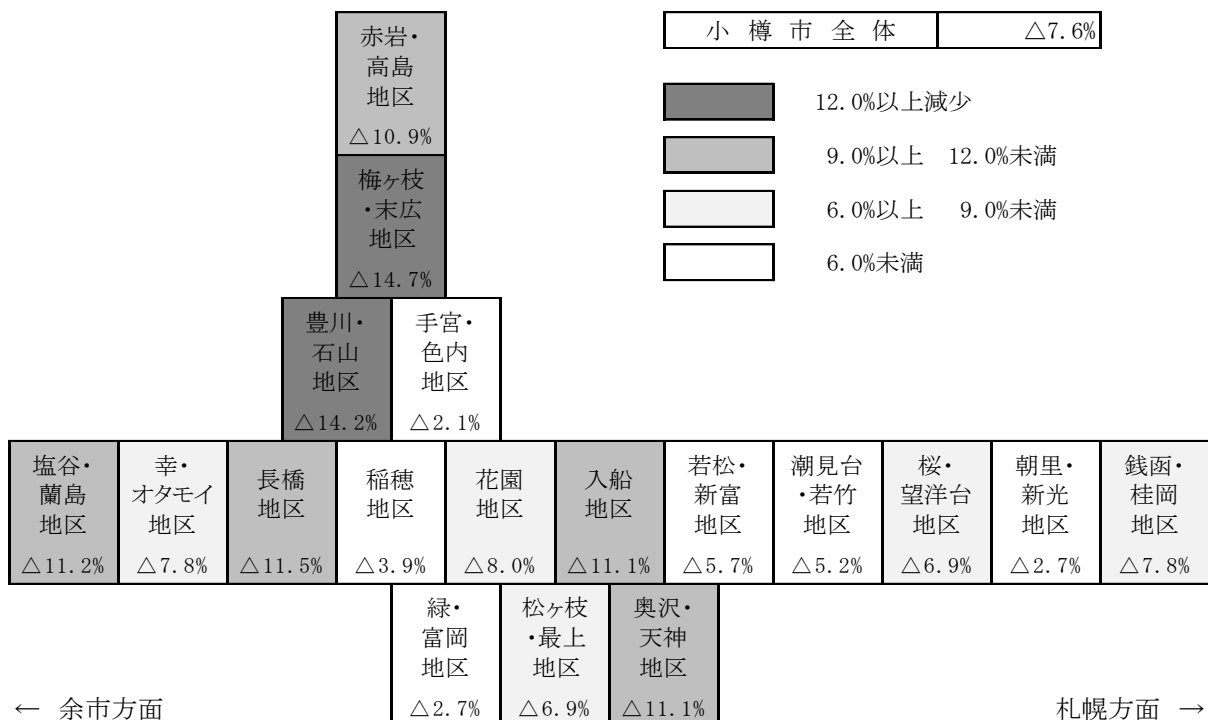
順位	町名	平成27年	平成22年	増減率(%)
1	忍路	298	378	△21.2
2	梅ヶ枝町	1,087	1,334	△18.5
3	清水町	1,076	1,307	△17.7
4	桃内	152	184	△17.4
5	石山町	1,179	1,407	△16.2

<増加した町>

順位	町名	平成27年	平成22年	増減率(%)
1	新光町	812	660	23.0
2	東雲町	686	576	19.1
3	築港	1,004	961	4.5
4	朝里川温泉	1,043	1,024	1.9
5	富岡	3,035	2,988	1.6

※小樽市全体の増減率：△7.6%

図2 地区別人口の増減率比較



## 2 年齢別人口

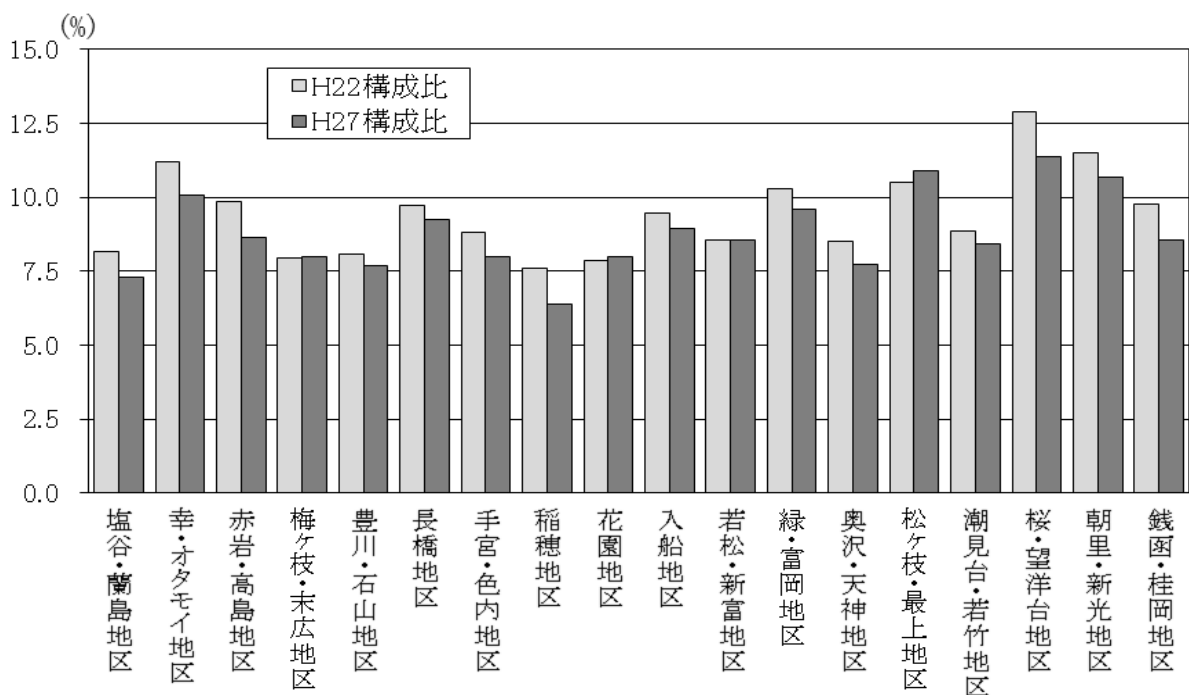
### 町別年少人口割合は、「新光町」が28.3%で最も高い

平成27年の町別年少人口(15歳未満)割合をみると、年少人口割合が高い町は「新光町」が28.3%(平成22年は34.1%)、「春香町」が18.3%(同18.3%)、「望洋台」が13.3%(同14.7%)となっています。また、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、市の中心部では割合が低く、郊外部では高くなっており、年少人口割合の高い地区では、桜・望洋台地区が11.4%(同12.9%)、松ヶ枝・最上地区が10.9%(同10.5%)、朝里・新光地区が10.7%(同11.5%)となっており、年少人口割合の低い地区では、稲穂地区が6.4%(同7.6%)、塩谷・蘭島地区が7.3%(同8.2%)、豊川・石山地区が7.7%(同8.1%)となっています。また、平成22年と比較し、年少人口割合が減少した地区は14地区で、特に桜・望洋台地区が1.5ポイント減、稲穂地区、赤岩・高島地区及び銭函・桂岡地区が1.2ポイント減となっており、同率又は増加した地区は4地区で、特に松ヶ枝・最上地区が0.4ポイント増、梅ヶ枝・末広地区及び花園地区が0.1ポイント増となっています。

表4 町別年少人口の構成比一覧〈上位10町〉

順位	町名	平成27年		平成22年		対平成22年	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	増減数	増減率(%)
	小樽市	11,171	9.2	13,105	9.9	△1,934	△14.8
1	新光町	230	28.3	225	34.1	5	2.2
2	春香町	46	18.3	50	18.3	△4	△8.0
3	望洋台	485	13.3	571	14.7	△86	△15.1
4	信香町	43	12.1	32	8.7	11	34.4
5	松ヶ枝	264	11.7	266	11.0	△2	△0.8
6	祝津	222	11.6	261	12.0	△39	△14.9
7	幸	469	11.4	548	12.4	△79	△14.4
8	星野町	141	10.8	191	13.9	△50	△26.2
9	朝里	189	10.8	212	11.3	△23	△10.8
10	桜	1,104	10.8	1,363	12.3	△259	△19.0

図3 地区別年少人口の割合(平成22年・平成27年)



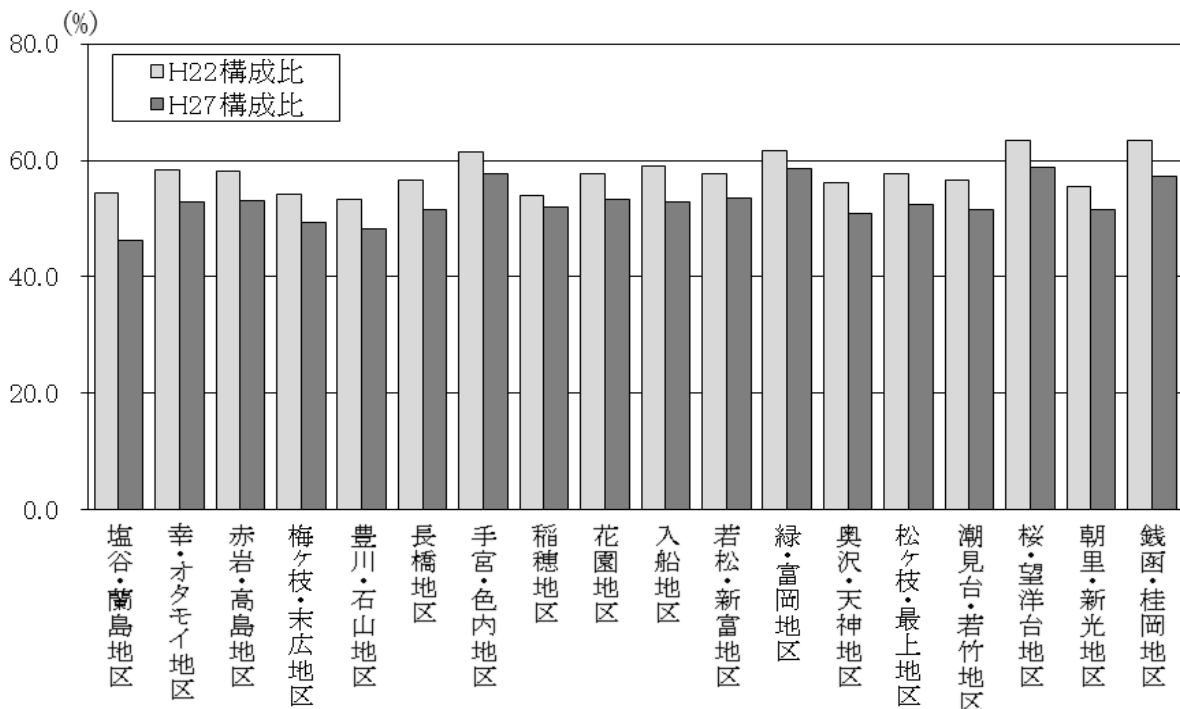
**町別生産年齢人口割合は、「新光町」が66.9%で最も高い**

平成27年の町別生産年齢人口(15～64歳)割合をみると、生産年齢人口割合が高い町は「新光町」が66.9%(平成22年は62.4%)、「東雲町」が65.2%(同65.5%)、「望洋台」が61.9%(同68.6%)となっています。また、市内を18地区に分けた<統計区>でみると、地区による偏りは見られず、生産年齢人口割合の高い地区では、桜・望洋台地区が58.9%(同63.5%)、緑・富岡地区が58.5%(同61.7%)、手宮・色内地区が57.7%(同61.4%)となっており、生産年齢人口割合の低い地区では、塩谷・蘭島地区が46.3%(同54.5%)、豊川・石山地区が48.3%(同53.3%)、梅ヶ枝・末広地区が49.3%(同54.2%)となっています。また、平成22年と比較し、生産年齢人口割合が減少した地区は全ての地区で、特に塩谷・蘭島地区が8.1ポイント減、銭函・桂岡地区が6.3ポイント減、入船地区が6.2ポイント減と大きく減少しており、減少が小さい地区では、稲穂地区が1.9ポイント減、緑・富岡地区が3.1ポイント減、手宮・色内地区が3.7ポイント減となっています。

表5 町別生産年齢人口の構成比一覧<上位10町>

順位	町名	平成27年		平成22年		対平成22年	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	増減数	増減率(%)
	<b>小樽市</b>	<b>65,317</b>	<b>53.7</b>	<b>77,215</b>	<b>58.5</b>	<b>△11,898</b>	<b>△15.4</b>
1	新光町	543	66.9	412	62.4	131	31.8
2	東雲町	445	65.2	377	65.5	68	18.0
3	望洋台	2,264	61.9	2,656	68.6	△392	△14.8
4	星野町	789	60.7	911	66.1	△122	△13.4
5	銭函	3,648	59.9	4,270	65.4	△622	△14.6
6	色内	942	59.3	1,006	63.4	△64	△6.4
7	勝納町	568	59.2	592	59.0	△24	△4.1
8	富岡	1,774	58.7	1,840	61.6	△66	△3.6
9	見晴町	568	58.5	707	65.6	△139	△19.7
10	緑	3,076	58.4	3,430	61.7	△354	△10.3

図4 地区別生産年齢人口の割合(平成22年・平成27年)



**町別老年人口割合は、「桃内」が61.8%で最も高い**

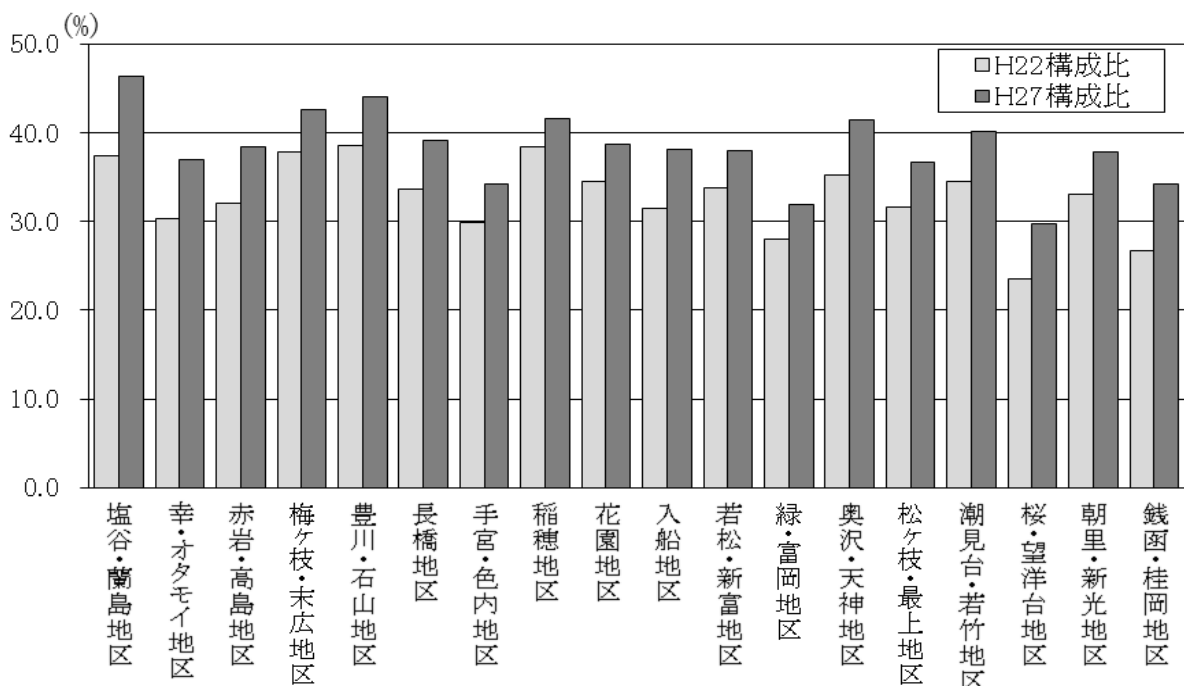
平成27年の町別老年人口(65歳以上)割合をみると、老年人口割合が高い町は「桃内」が61.8%(平成22年は46.7%)、「堺町」が54.9%(同43.9%)、「朝里川温泉」が51.0%(同47.9%)となっています。また、市内を18地区に分けた<統計区>でみると、老年人口割合の高い地区では、塩谷・蘭島地区が46.3%(同37.4%)、豊川・石山地区が44.0%(同38.6%)、梅ヶ枝・末広地区が42.7%(同37.8%)となっており、老年人口割合の低い地区では、桜・望洋台地区が29.7%(同23.6%)、緑・富岡地区が31.9%(同28.1%)、銭函・桂岡地区が34.3%(同26.8%)となっています。また、平成22年と比較し、老年人口割合が増加した地区は全ての地区で、特に塩谷・蘭島地区が9.0ポイント増、銭函・桂岡地区が7.5ポイント増、入船地区が6.7ポイント増と大きく増加しており、増加が小さい地区では、稲穂地区が3.1ポイント増、緑・富岡地区が3.8ポイント増、花園地区が4.2ポイント増となっています。

表6 町別老年人口の構成比一覧<上位10町>

順位	町名	平成27年		平成22年		対平成22年	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	増減数	増減率(%)
	小樽市	45,240	37.2	41,607	31.5	3,633	8.7
1	桃内	94	61.8	86	46.7	8	9.3
2	堺町	39	54.9	36	43.9	3	8.3
3	朝里川温泉	531	51.0	490	47.9	41	8.4
4	蘭島	374	49.9	360	43.0	14	3.9
5	若松	527	47.7	471	40.5	56	11.9
6	梅ヶ枝町	506	46.6	549	41.2	△43	△7.8
7	潮見台	810	46.0	811	42.4	△1	△0.1
8	石山町	539	45.8	546	38.8	△7	△1.3
9	忍路	134	45.0	147	38.9	△13	△8.8
10	塩谷	1,427	44.9	1,250	35.4	177	14.2

注)秘匿処理のため、「堺町」には「港町」を含みます。

図5 地区別老年人口の割合(平成22年・平成27年)



### 3 世帯数

**町別世帯数では、「桜」が4,369世帯で最も多い**

平成27年の町別世帯数をみると、世帯数が多い町は「桜」が4,369世帯（平成22年は4,512世帯）、「新光」が3,444世帯（同3,446世帯）、「緑」が2,786世帯（同2,866世帯）となっています。また、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、世帯数が多い地区では、桜・望洋台地区が5,775世帯（同5,900世帯）、銭函・桂岡地区が4,887世帯（同5,197世帯）、朝里・新光地区が4,829世帯（同4,733世帯）となっており、少ない地区では、豊川・石山地区が1,226世帯（同1,384世帯）、梅ヶ枝・末広地区が1,777世帯（同1,985世帯）、塩谷・蘭島地区が1,965世帯（同2,156世帯）となっています。

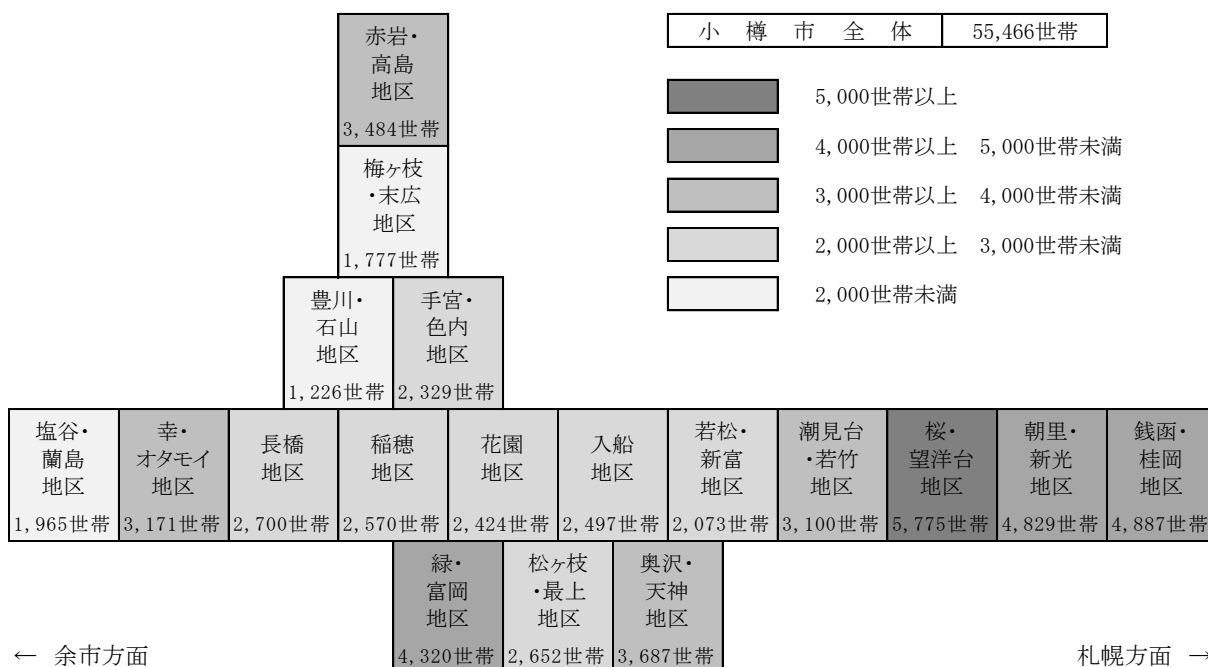
表7 町別世帯数一覧〈上位10町〉

順位	町名	平成27年		平成22年		順位	町名	平成27年		平成22年	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比			世帯数	構成比	世帯数	構成比
1	桜	4,369	7.9%	4,512	7.8%	6	稲穂	2,570	4.6%	2,431	4.2%
2	新光	3,444	6.2%	3,446	6.0%	7	入船	2,497	4.5%	2,706	4.7%
3	緑	2,786	5.0%	2,866	5.0%	8	花園	2,424	4.4%	2,517	4.4%
4	長橋	2,700	4.9%	2,944	5.1%	9	奥沢	2,186	3.9%	2,344	4.1%
5	銭函	2,572	4.6%	2,724	4.7%	10	幸	1,645	3.0%	1,689	2.9%

※小樽市の世帯総数：（平成27年）55,466世帯

（平成22年）57,711世帯

図6 地区別世帯数の比較



町別世帯数は、減少数は「長橋」が244世帯、増加数は「稲穂」が139世帯で最も多く、減少率は「石山町」が△13.9%、増加率は「新光町」が29.9%で最も大きい

平成27年の町別世帯数の増減数をみると、減少数が大きい町は「長橋」が244世帯、「入船」が209世帯、「奥沢」が158世帯となっており、増加数が大きい町は「稲穂」が139世帯、「東雲町」が95世帯、「朝里川温泉」が72世帯となっています。また、増減率をみると減少率が大きい町は「石山町」が△13.9%、「豊川町」が△13.1%、「梅ヶ枝町」が△12.6%となっており、増加率が大きい町は「新光町」が29.9%、「東雲町」が29.3%、「朝里川温泉」が23.5%となっています。また、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、減少率が大きい地区では、豊川・石山地区が△11.4%、梅ヶ枝・末広地区が△10.5%、塩谷・蘭島地区が△8.9%となっており、増加している地区では、稲穂地区が5.7%、朝里・新光地区が2.0%、手宮・色内区が1.2%の3地区となっています。

表8 町別世帯数の増減数一覧〈各上位5町〉

〈減少した町〉

順位	町名	平成27年	平成22年	増減数
1	長橋	2,700	2,944	△244
2	入船	2,497	2,706	△209
3	奥沢	2,186	2,344	△158
4	銭函	2,572	2,724	△152
5	塩谷	1,390	1,536	△146

〈増加した町〉

順位	町名	平成27年	平成22年	増減数
1	稲穂	2,570	2,431	139
2	東雲町	419	324	95
3	朝里川温泉	379	307	72
4	新光町	256	197	59
5	富岡	1,534	1,479	55

※小樽市全体の増減数：△2,245世帯

表9 町別一般世帯数の増減率一覧〈各上位5町〉

〈減少した町〉

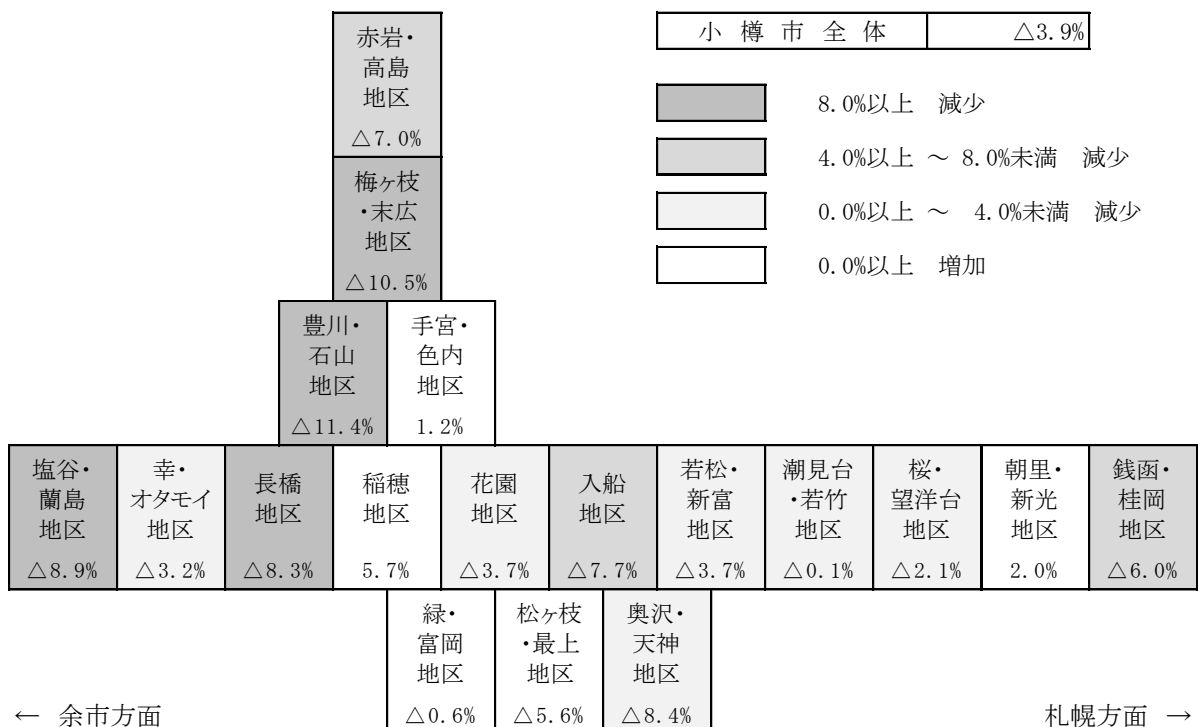
順位	町名	平成27年	平成22年	増減率(%)
1	石山町	556	646	△13.9
2	豊川町	337	388	△13.1
3	梅ヶ枝町	550	629	△12.6
4	清水町	499	561	△11.1
5	天神	927	1,038	△10.7

〈増加した町〉

順位	町名	平成27年	平成22年	増減率(%)
1	新光町	256	197	29.9
2	東雲町	419	324	29.3
3	朝里川温泉	379	307	23.5
4	築港	617	564	9.4
5	勝納町	482	451	6.9

※小樽市全体の増減率：△3.9%

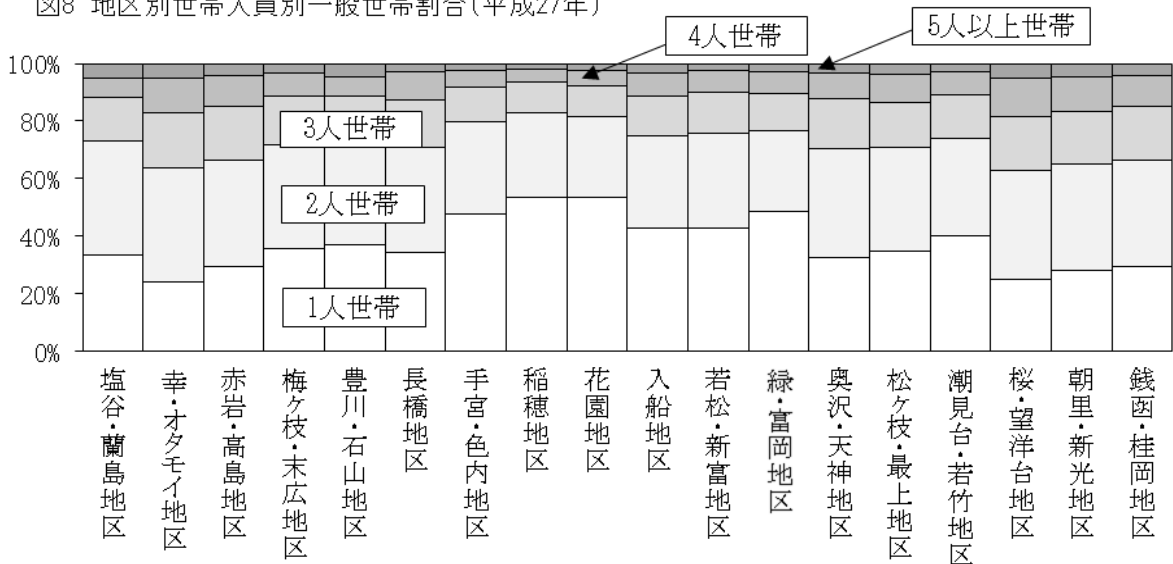
図7 地区別世帯数の増減率比較



**一般世帯の1人世帯割合は、花園地区が53.7%と最も高い**

平成27年の施設等の世帯を除いた一般世帯の世帯人員別割合を、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、1人世帯の割合が高いのは、花園地区で53.7%(平成22年は50.6%)、稲穂地区が53.4%(同45.6%)、緑・富岡地区が48.9%(同46.0%)となっています。また、2人世帯の割合が高いのは、塩谷・蘭島地区で39.5%(同38.6%)、幸・オタモイ地区が39.3%(同36.7%)、奥沢・天神地区37.9%(38.0%)となっています。

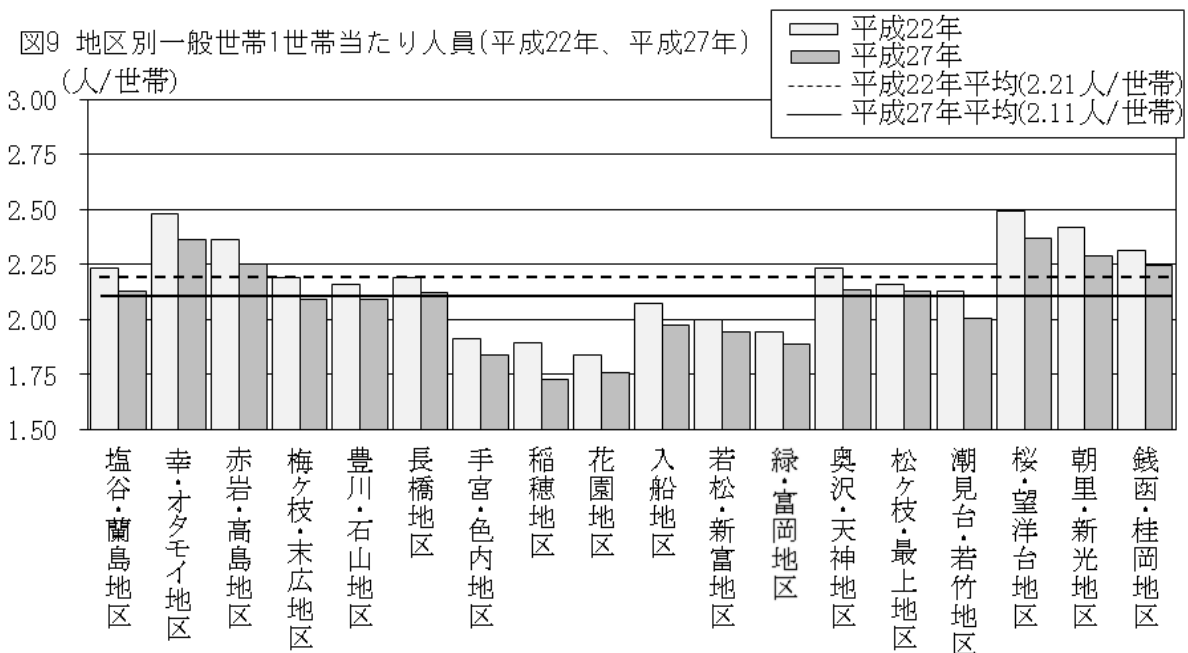
図8 地区別世帯人員別一般世帯割合(平成27年)



**一般世帯の1世帯当たり人員は、桜・望洋台地区が2.37人で最も多い**

平成27年の施設等の世帯を除いた一般世帯の1世帯当たり人員を、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、市の中心部で少なく、郊外部で多くなっており、1世帯当たり人員が多い地区は、桜・望洋台地区が2.37人(平成22年は2.49人)、幸・オタモイ地区が2.36人(同2.48人)、朝里・新光地区が2.29人(同2.42人)となっており、少ない地区は、稲穂地区が1.73人(同1.89%)、花園地区が1.76人(同1.84%)、手宮・色内地区が1.84%(同1.91%)となっています。

図9 地区別一般世帯1世帯当たり人員(平成22年、平成27年)  
(人/世帯)

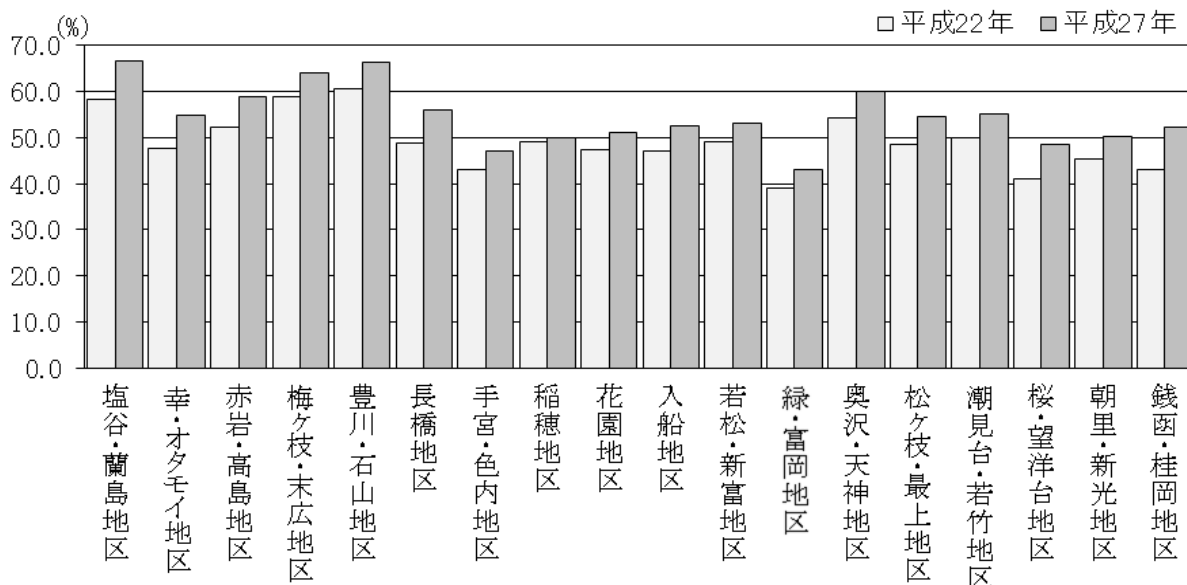


## 4 高齢者世帯

### 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合は、塩谷・蘭島地区が66.6%で最も高い

平成27年の65歳以上世帯員のいる一般世帯割合を、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、割合が高い地区は、塩谷・蘭島地区が66.6%（平成22年は58.3%）、と豊川・石山地区が66.4%（同60.4%）、梅ヶ枝・末広地区が63.9%（同58.7%）となっており、低い地区は、緑・富岡地区が43.0%（同38.9%）、手宮・色内地区が47.2%（同43.0%）、桜・望洋台地区が48.4%（同40.9%）となっています。なお、すべての地区で65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が増加しています。

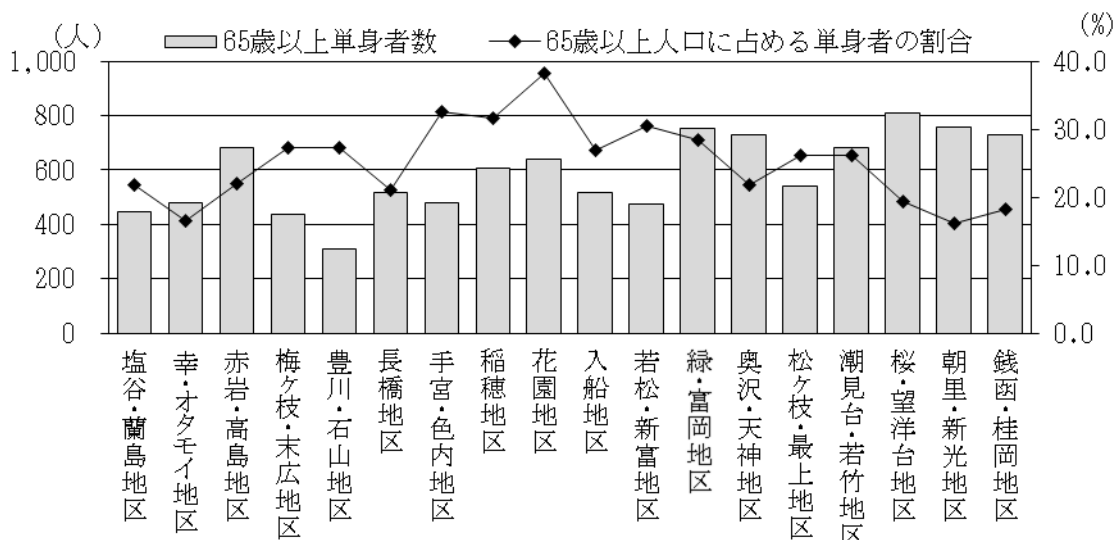
図10 地区別65歳以上世帯員のいる一般世帯割合（平成22年、平成27年）



### 65歳以上人口に占める単身者の割合は、花園地区が38.3%で最も高い

平成27年の65歳以上人口に占める単身者の割合を、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、割合が高い地区は、花園地区が38.3%（平成22年は34.9%）、手宮・色内地区が32.5%（同31.7%）、稲穂地区が31.7%（同27.3%）となっており、低い地区は、朝里・新光地区が16.2%（同14.3%）、幸・オタモイ地区が16.6%（同16.3%）、銭函・桂岡地区が18.3%（同17.3%）となっています。

図11 地区別65歳以上単身世帯数・割合（平成27年）



注) 高齢者が老人ホーム等の社会施設に入所している場合、当該施設は棟ごとに1世帯とする集計方法のため、当該高齢者は本項目の集計の対象外となります。

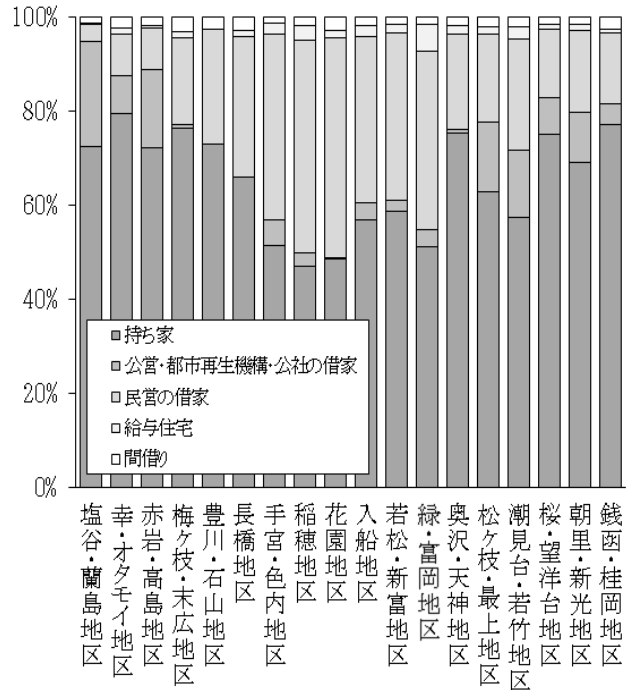


## 5 住宅

### 持ち家の割合は、幸・オタモイ地区が79.4%で最も高い

平成27年の住宅所有関係割合を、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、持ち家の割合が高い地区は、幸・オタモイ地区が79.4%（平成22年は77.8%）、銭函・桂岡地区が77.1%（同73.9%）、梅ヶ枝・末広地区が76.4%（同73.7%）となっており、低い地区は、稲穂地区が47.0%（同51.4%）、花園地区が48.5%（同49.5%）、緑・富岡地区が51.2%（同51.4%）となっています。また、民営の借家の割合が高い地区は、花園地区が46.6%（同47.4%）、稲穂地区が45.3%（同40.8%）、手宮・色内地区が39.6%（同35.2%）となっており、低い地区は、塩谷・蘭島地区が3.8%（同5.4%）、幸・オタモイ地区が8.9%（同9.3%）、赤岩・高島地区が9.0%（同10.2%）となっています。このことから、市周辺部では持ち家の割合が高く、民営の借家の割合が低く、市中心部では持ち家の割合が低く、民営の借家の割合が高い状況にあります。

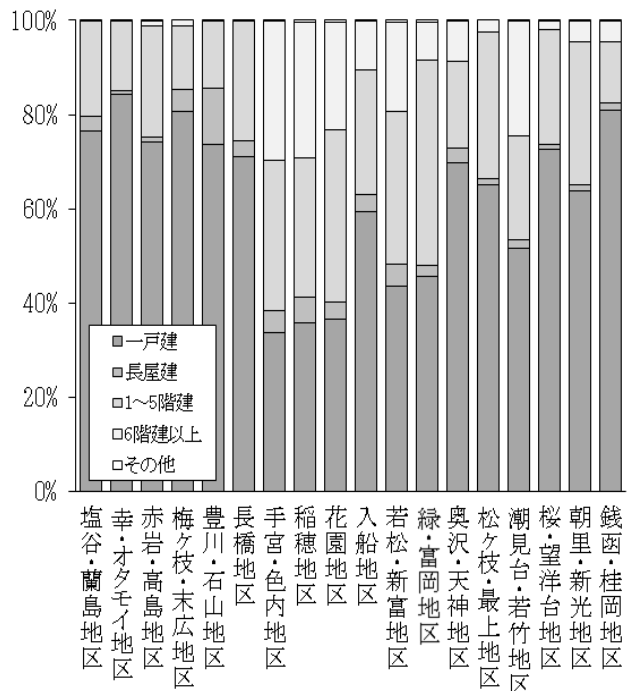
図12 地区別の住宅所有関係別割合（平成27年）



### 一戸建ての割合は、幸・オタモイ地区が84.2%で最も高い

平成27年の住宅の建て方別割合を、市内を18地区に分けた〈統計区〉でみると、一戸建の割合が高い地区は、幸・オタモイ地区が84.2%（平成22年は81.8%）、銭函・桂岡地区が81.0%（同77.4%）、梅ヶ枝・末広地区が80.6%（同75.8%）となっており、低い地区は、手宮・色内地区が33.8%（同34.3%）、稲穂地区が35.7%（同34.1%）、花園地区が36.4%（同30.3%）となっています。また、共同住宅（6階建以上）の割合が高い地区は、手宮・色内地区が29.4%（同25.1%）、稲穂地区が28.9%（同25.0%）、潮見台・若竹地区が24.4%（同20.1%）、花園地区が22.9%（同22.3%）、若松・新富地区が19.2%（同18.2%）となっています。このことから、市周辺部で一戸建の割合が高く、JR小樽駅・JR南小樽駅・JR小樽築港駅周辺で、6階建以上の共同住宅の割合が高い状況にあります。

図13 地区別の住宅の建て方別割合（平成27年）



## 第3章 用語の解説

(総務省統計局「平成27年国勢調査 調査結果の利用案内—ユーザーズガイド—」から抜粋)

### ○平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計(年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5$$

※平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢(誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方)を用いて集計しています。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5歳)を加えているものです。

### ○年齢3区分人口

年齢3区分は以下のとおりです。(年齢3区分人口には、年齢不詳の人口は含まれません。)

- ・年少人口 ～ 15歳未満の人口
- ・生産年齢人口 ～ 15～64歳の人口
- ・老年人口 ～ 65歳以上の人口

### ○年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

### ○世帯の種類

#### (1)一般世帯

- ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

#### (2)施設等の世帯

- ア 寮・寄宿舍の学生・生徒  
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり(世帯の単位:棟ごと)
- イ 病院・療養所の入院者  
病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり(世帯の単位:棟ごと)
- ウ 社会施設の入所者  
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり(世帯の単位:棟ごと)
- エ 自衛隊営舎内居住者  
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり(世帯の単位:中隊又は艦船ごと)
- オ 矯正施設の入所者  
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり(世帯の単位:建物ごと)
- カ その他  
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など(世帯の単位:一人一人)

## ○世帯主

国勢調査における「世帯主」とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

## ○世帯の家族類型

### (1) 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

### (2) 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

### (3) 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

※平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

## ○母子世帯・父子世帯

### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

## ○3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

## ○高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

### (1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

### (2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

## ○住居の種類

### (1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。

### (2) 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

## ○住宅の所有関係

### (1) 主世帯

「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

#### ア 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。

#### イ 公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

#### ウ 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

#### エ 民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

#### オ 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

### (2) 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## ○住宅の建て方

### (1) 一戸建

1 建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

### (2) 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

### (3) 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。

※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。

### (4) その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合